

日高村サテライトオフィス誘致支援業務委託公募型プロポーザル審査要領

日高村サテライトオフィス誘致支援業務委託公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

(1) 別途定める「広報委託業務プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者

(2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者

(3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数 総合点数は審査員1名につき100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおり。

(1) 企画の内容 (40点)

(2) 実施体制、スケジュール (30点)

(3) 見積書 (10点)

(4) 類似業務実績 (20点)

3 審査委員会 参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う選考委員会を開催する。

(1) 日時、場所 令和8年4月23日(木)午後2時00分～(予定)

日高村役場3階 中会議室(議員控室)

※参加者のプレゼンテーション等は、対面での実施による。

(2) プレゼンテーション

① プレゼンテーションの時間は1社25分までとする。

② 順番は別途知らせる。

③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設ける。

4 審査の方法

(1) 選考委員会では、提出された企画提案書と、選考委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。

(2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。

(3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定する。

(4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。

(5) 上記(3)、(4)にかかわらず、各審査委員の採点の合計が総合点数の6割以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない場合は、候補者又は次点者として選定しない。

審査基準

審査の項目	審査の視点		配点
(1) 企画の内容	事業目的と現状認識	・事業の目的と村の特性等を十分理解した上での提案となっているか。	20
	事業提案の妥当性、現実性	・ターゲット企業、誘致手法、PR戦略の理論性 ・KPI設定の妥当性 ・事業効果見込みが明確か	20
(2) 実施体制、スケジュール	実施体制、専門性	・企業へのフォローアップ体制 ・担当の経験・スキル ・事業遂行に必要なリソースを確保しているか	20
	実施スケジュールの現実性	・実施スケジュールの現実性	10
(3) 見積書	見積書の妥当性	・業務内容に対する費用の妥当性 ・各工程の積算根拠が明確か	10
(4) 類似業務実績	過去実績	・サテライトオフィス誘致、企業誘致、移住促進、地域プロモーション等の実績 ・KPI達成度や成果の説明	20
合計 100点			